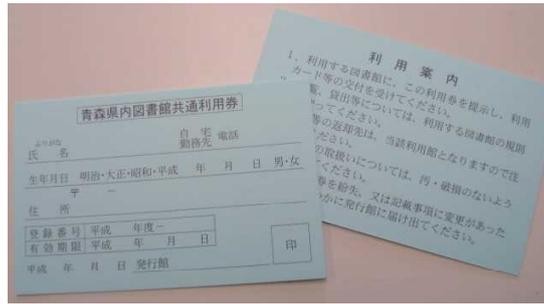


青森県内図書館共通利用券制度のご案内



1 青森県内図書館共通利用券とは？

市町村立図書館・公民館図書室等は各自治体の公共施設ですので、原則として、利用者は居住地の図書館・公民館図書室しか利用できませんが、「青森県内図書館共通利用券」(以下「共通利用券」という。)があれば、**県内どこの図書館・公民館図書室等でも一定のサービスを受けることができる便利な制度**です。

2 共通利用券を作るには？

青森県立図書館または、居住もしくは通勤・通学している市町村の図書館・公民館図書室等で発行しています。

年齢に制限なく作ることができますが、小学生以下の方については保護者の手続きが必要です。

発行の際には住所を確認できるものをご持参ください。

3 有効期間は？

共通利用券の有効期間は、発行日から**3年間**です。

4 利用方法は？

利用したい図書館・公民館図書室等に共通利用券を提示し、利用館の規則等に従ってご利用ください。利用館によっては新たにカードを作成していただく場合があります。

利用館から借り受けた資料は利用館に返却してください。

また、利用館では相互貸借や購入リクエスト等ご利用いただけないサービスがあります。

問い合わせ先

青森県図書館連絡協議会

(事務局:青森県立図書館 企画支援課)

TEL:017-739-1456

※この制度は、青森県図書館連絡協議会の加盟館の相互連携・協力によって行われています。